

浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階
Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666
URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 溝口・片桐(新)・片桐(由)・谷井・山形

事業所得、不動産所得での誤りやすいポイント

平成24年分の所得税等の確定申告が始まっていますが、ここでは事業所得、不動産所得に共通した誤りやすいポイントを紹介します。申告をすでに終えた方、これからの方もぜひご確認ください。

まず、収入金額では、棚卸資産等を自家消費(家事消費または贈与など)した場合は総収入金額に算入する必要があります。棚卸資産等を家事のために費消した場合は、原則として販売価額(特例として仕入価額と販売価額の70%の金額のうちいずれか多い金額)が収入金額となります。収入金額で誤りやすいのは、税込経理方式の適用者が還付を受けた消費税等を雑収入に計上していないケース。これは、消費税等の納税申告書を提出した日(未収入金に計上した場合は、未収金に計上した日)の属する年分の雑収入に計上します。

次に、家事関連費のうち必要経費となるのは、業務の遂行上必要である部分を明確に区分できる場合におけるその部分に相当する経費のみです。家事関連費の家事分と事業分の区分は、使用面積などの適切な基準により按分して計算します。だから、例えば、店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用を全て必要経費に算入しているのは誤りです。固定資産税や水道光熱費、損害保険料、借入金利子、減価償却費等を按分して計算していないケースがあります。業務以外の部分については、家事費として必要経費に算入できません。

そのほか、租税公課では、必要経費となるものならないものを十分に念頭に置いておく必要があります。

「必要経費になるもの」では、事業税、固定資産税、自動車税、登録免許税、印紙税などの税金、商工会議所、同業者組合、商店会などの会費、組合費などです。一方、「必要経費にならないもの」では、所得税、相続税、住民税、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料などが挙げられます。

公的年金の特別徴収制度が変更

2013年度の税制改正で個人住民税における公的年金の特別徴収制度が改正されることが決まりました。市町村が公的年金の支払いをする際に徴収する仮特別徴収税額を、年金所得者の前年度分の個人住民税の2分の1に相当する額とすることに見直されたものです。仮徴収額は年度の前半分を暫定的に公的年金支給のつど徴収し、後半分は年税額から仮徴収分を差し引いた残額を支給月に徴収するしくみです。

全国で公的年金の特別徴収制度がスタートしたのは2009年10月の支給分から。それまでは納付書による普通徴収や口座振替で納付されていましたが、高齢者に納税の便宜を図ることなどを目的に特別徴収制度を導入、市町村が特別徴収義務者となっていわゆる天引きをすることになりました。

公的年金を受ける個人住民税の納税義務者が対象で、公的年金に係る所得割と均等割の合算額が天引きとなります。しかし、公的年金以外に給与所得や事業所得などがある場合、これら所得分の特別徴収は行われません。新たな仮特別徴収税額制度は、2016年10月以後に行われる特別徴収で実施されます。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月11日 |
| 2. 所得税の確定申告 | 申告期限.....3月15日 |
| 3. 個人の消費税の確定申告 | 申告期限.....4月1日 |
| 4. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月1日 |
| 5. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月1日 |
| 6. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....4月1日 |